

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案等の概要
(ベトナム産ドラゴンフルーツの生果実の輸入解禁)

1 . 改正の趣旨

- (1) ベトナムには、ミカンコミバエ種群及びウリミバエ (以下「ミバエ類」という。) が発生しているため、その寄主植物となるドラゴンフルーツの生果実の輸入は、植物防疫法 (昭和25年法律第151号) 第 7 条第 1 項第 1 号の規定に基づき禁止されている。
- (2) 平成15年、ベトナムから、ドラゴンフルーツの生果実の輸入解禁要請及び技術開発のための技術協力要請があった。
- (3) 平成17年11月から平成20年 2 月にかけて、日本側専門家の協力の下、蒸熱処理による消毒技術を開発した。
- (4) この蒸熱処理による輸入解禁について科学的検証を行った結果、ミバエ類の日本への侵入を防止できると科学的に判断された。

2 . 改正の概要

植物防疫法施行規則 (昭和25年農林省令第73号) 別表 2 の一部を改正するとともに、ベトナム産ドラゴンフルーツの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定め、以下の条件を満たす生果実の輸入を認めることとする。

飽和水蒸気を用いて生果実の中心温度を摂氏46.5度とした後、引き続きその温度以上で40分間以上消毒 (蒸熱処理)

輸出国植物防疫機関により輸出検査が行われ、病虫害が付着していないことを認める旨の植物検疫証明書を添付

日本側植物防疫官による蒸熱処理及び輸出検査の実施確認

3 . 今後の予定

植物防疫法第 7 条第 4 項において準用する同法第 5 条の 2 第 2 項の規定に基づき、平成21年 6 月25日に公聴会を開催する (その開催に関する公示は平成21年 6 月12日付け官報に掲載済み)